（日本下水道事業団法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この法律の施行の日から行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日の前日までの間における第四条の規定による改正後の日本下水道事業団法第三十五条の規定の適用については、同条中「する処分又はその不作為」とあるのは「した処分」と、「審査請求」とあるのは「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求」とし、同条後段の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第三号中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改める。

（電波法の一部改正）

第八条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第百三条の二第十四項第十一号中「第二条第一項」を「第二条第二項」に改める。

（災害対策基本法の一部改正）

第九条　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一号中「第五項」を「第六項」に改める。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第十条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「激甚災害」を「激甚災害」に、「第二条第一項」を「第二条第二項」に改める。

（河川法の一部改正）

第十一条　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の二中「第二条第五項」を「第二条第六項」に、「第二条第一項」を「第二条第二項」に改める。

（旧市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第十二条　旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第二十五条の三第一項」を「第二十五条の十一第一項」に、「第二十五条の二第二項」を「第二十五条の十第二項」に、「すべて」を「全て」に、「第二十五条の三第七項」を「第二十五条の十一第七項」に改め、同条第三項中「第二十五条の二第二項」を「第二十五条の十第二項」に改める。

（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の一部改正）

第十三条　次に掲げる法律の規定中「第二十五条の三第一項」を「第二十五条の十一第一項」に改める。

一　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第六条第一項

二　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二条第六項

（特定都市河川浸水被害対策法の一部改正）

第十四条　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第二十五条の三第一項」を「第二十五条の十一第一項」に改める。

第三十二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、その区域について、水防法第十四条の二第一項の規定による指定がされているときは、この限りでない。

第三十三条第四項中「浸水想定区域を」を「洪水浸水想定区域を」に改め、「都市浸水想定区域」の下に「（当該特定都市河川流域において同法第十四条の二第一項の規定による指定がされている場合にあっては、当該指定に係る区域を含む。）」を加える。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第十五条　市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第二十五条の三第一項」を「第二十五条の十一第一項」に、「第二十五条の二第二項」を「第二十五条の十第二項」に、「すべて」を「全て」に、「第二十五条の三第七項」を「第二十五条の十一第七項」に改め、同条第三項中「第二十五条の二第二項」を「第二十五条の十第二項」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正）

第十六条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第百十七条第一項中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

（都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正）

第十七条　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項第一号中「第二十五条の三第一項」を「第二十五条の十一第一項」に改める。

第四十七条第六項中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の十八第一項」に改め、同条第七項中「第二十五条の九」を「第二十五条の十七」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年五月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十三号

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「ついて、」の下に「会社の目的の達成に与える影響及び」を加え、「平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、」を「できる限り早期に」に改める。

附則第二条の六の次に次の二十五条を加える。

（会社が危機対応業務を行う責務）

第二条の七　会社は、その目的を達成するため、当分の間、株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する被害に対処するための資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されるよう、附則第二条の十、第二条の十一、第二条の二十二及び第二条の三十までに定めるところにより、危機対応業務を行う責務を有する。